一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　宮園川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から百十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　熊本県球磨郡五木村甲
　字宮園　五六六四番一地先河川敷　一号及び百十一号
　五六六四番一　二号から四号まで及び百八号から百十号まで
　五六六三番　五号、百六号及び百七号
　五六七三番　六号から八号まで、百四号及び百五号
　五六八番一地先道路敷　九号
　五六九八番二地先道路敷　十号
　五六九八番二　十一号、九十八号及び九十九号
　五六九一番地先道路敷　十二号、十三号、九十六号及び九十七号
　五六九一番　十四号から十七号まで及び九十二号から九十五号まで
　五七〇一番地先道路敷　十八号
　五七〇三番　十九号から二十一号まで
　五七四一・五七六六番合併　二十二号から二十四号まで
　五六八六番　八十六号から九十号まで
　五六八八番地先道路敷　九十一号
　五六九八番一地先道路敷　百号
　五六九七番地先道路敷　百一号から百三号まで
　字尾ノ上　五五七五番四　二十五号から三十六号まで
　五五七五番五四　三十七号から五十一号まで及び七十五号から八十一号まで
　五五七五番九四　五十二号から五十四号まで及び六十七号から七十四号まで
　五六〇五番　五十五号から五十八号まで及び六十三号から六十六号まで
　五五七五番四五　五十九号及び六十号
　五六一四番一　六十一号及び六十二号
　五六〇一番　八十二号から八十五号まで

○防衛省告示第百五十六号

海上における試験を次のとおり実施する。

平成二十六年八月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年九月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日及び同月二十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　伊豆大島東方の北緯三四度四四分一二秒、東経一三九度三八分四九秒の地点を中心とする半径五海里の海面

実施艦　自衛艦二隻

その他

一　試験は、前記区域に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

三　前記区域の中心点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十二日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その次第は、次のとおりである。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
筑西市飯島字聖天七一番から同市横塚字町北一三五四番六まで	前	B	八・七〇〜一〇・〇〇メートル	五四・〇〇キロメートル
		A	一〇・〇〇〜一〇・〇〇メートル	二〇五・〇〇キロメートル
	後	B	八・七〇〜一〇・〇〇メートル	五四・〇〇キロメートル
		A	一〇・〇〇〜一〇・〇〇メートル	二〇五・〇〇キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十二日

北陸地方整備局長　野田　徹

その次第は、次のとおりである。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市坂町字腰廻一七四九番二四地内	前	三三・〇〇〜三九・〇〇メートル	〇・〇一キロメートル
	後	三三・〇〇〜四四・五〇メートル	〇・〇一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十二日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	名古屋市港区小川三丁目一四三番から同市港区大西三丁目三七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月二十二日

○中国地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十二日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百七十五号	東広島市黒瀬町津江字南後畑一三四〇番一から同市黒瀬町津江字鷹之巣一〇六四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月二十二日